

2016新年号



長井法人会だより

第 34 号（通巻 35 号）発行 平成28年 1 月31日 公益社団法人長井法人会 長井市館町北6-27 TEL 0238-88-3960
e-mail info@nagai-ho.jp URL: <http://www.nagai-ho.jp> FAX 0238-88-3823



どんでん平スノーパーク(飯豊町)

記事写真提供・飯豊町観光協会

飯豊町どんでん平スノーパークは毎週土日祝日、午前10:00から午後4:00までいいで「どんでん平ゆり園」駐車場を会場に開園しております。スノーモービル試乗体験やバナナボート試乗体験、ストラックアウト・スノーシューなどが体験できます。

また、高低差12mの巨大すべり台が常設されており、スノーチューブで滑り降りる体感速度は大人の方でも充分にお楽しみいただけます。年齢を選ばず体験できるアトラクションが充実しておりますので「子供会行事」や「育成会行事」に最適です。

<詳しいお問い合わせ> 飯豊町観光協会内どんでん平スノーパーク事務局 電話0238-86-2411

みんなで「飯豊の雪」を満喫！スリル満点！超「レア」体験がみんなを待っています！ご家族・ご友人同士でぜひご来園下さい！お待ちしております！

新春のお慶びを申し上げます



長井税務署
署長 斎藤正昭 氏



2016



公益社団法人長井法人会
会長 平 忠一

新年のご挨拶

平成28年の年頭に当たり、公益社団法人長井法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益社団法人長井法人会の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年もこれまでと同様に、お力添えを賜りますようお願いいたします。

公益社団法人長井法人会におかれましては、多岐にわたる社会貢献事業の中で、税知識の普及並びに納税意識の高揚を目標に掲げておられます。特に本年は小学生の租税教室の拡大を予定しているなど、組織を挙げて税の普及活動に積極的に取り組んでいることに感謝する次第です。

さて、本年1月からはマイナンバー制度の運用が始まっています。これまであらゆる機会を通して事業者の制度に関する周知・広報に努めてきたところですが、今後は、納税者等からの質問や相談に加え、本人確認をはじめとする窓口対応も本格化することになりますが、丁寧かつ適切に対応することとしております。

また、まもなく平成27年分の所得税等の確定申告期を迎えますが、昨年末は消費税の軽減税率の導入議論等が活発に行われ、「税」に対する国民の関心は非常に高まっています。

税務署では、本年も納税者の皆様をお待たせしないよう、円滑な確定申告会場の運営に努めてまいります。会員の皆様におかれましては、e-Taxの利用や国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを是非活用していただきますよう、従業員の方々への周知を含め御協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、新たな年が公益社団法人長井法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、気持ちも新たにすがすがしい一年の始まりをお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、会員の皆様をはじめ、役員並びに税務当局や関係団体各位の深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、法人会では昨年3月に「法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である」とする新たな理念を掲げました。この理念に基づき、公益社団法人として「税」を中心に据え、より一層地域社会に貢献できる事業を展開して参りたいと存じます。

まずは、地方自治体への提言活動です。中小企業を取り巻く環境が少しでも改善するよう地域に沿った要望に力を注いで参ります。単に要望をまとめ陳情して終わりではなく、税制改正は日本の将来を見通す指標とし、制度の周知徹底に努めたいと存じます。さらに私たちの血税が無駄に使われていないか？税の使い道にも関心が向くような事業も展開して参りたいと存じます。

二つ目は、租税教育事業です。日本の将来を担う子供たちを対象としたこれまでの租税教育活動に、さらに力を注いで参りたいと存じます。

ところで、今年の干支は丙申（ひのえさる）です。陽明学者の安岡正篤氏の著書によると「丙」は「あきらか」とか「強い」という意味があり「丙」の上の「一」は思い切って伸びる陽気を表すそうです。干支の意味にあるように、新年の日本経済がデフレから脱却し、本格的な景気回復が軌道に乗り、地方経済も強く伸張する年になってほしいものです。

結びにあたり、皆様のご繁栄とご健勝を心からご祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

10/8



12/2

仙台国税局長 表敬訪問

全法連主催の全国大会が十月八日徳島県連の主管で全国から約七〇〇名の参加を得て開催されました。当会からは丸山芳行理事が参加。

大会第一部は、「日本の里山に、こんな仕事移住企業もありますよ」と題し、パネルディスカッションが行われました。第二部は式典来賓より挨拶があり、その後、会員増強等の表彰、租税教育の事例発表があり、大会宣言を読み上げ終了しました。次回回は、長崎県で開始されます。

11/16

白鷹町長へ 税制改正提言活動



左から芳賀監事、
提言書を手渡す
江口副会長受け
取る佐藤町長

全国各単位会では、全国大会で取り纏めた平成二十八年度税制改正に向けた提言書を持参し、各首長に対し提言活動を展開しております。

当会でも江口俊雄副会長・芳賀康雄監事が、白鷹町役場を訪問し、佐藤誠七町長に提言書を手渡ししました。人口減少対策雇用確保等暮らしやすい町づくりに意見交換をしました。



▲左から平会長、小原局長、斎藤署長

仙台国税局長の小原昇氏と長井税務署長斎藤正昭氏の表敬訪問を受けました。

平会長から、e-Tax推進活動や次世代を担う子供たちがより関心を持ったものための税教育への取組等が説明されました。

平成 28 年度税制改正に関するスローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を!
- 中小企業の力強い成長なくして、
真の経済再生なし!
- 法人の実効税率を早期 20%台に引き下げ、
軽減税率 15%本則化の実現を!
- 中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を!

平成 28 年度税制改正に関する提言

地方自治体への提言・重点項目

1. 地方のあり方

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

また、我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

2. 行政改革の徹底

消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

① 公務員の人員と人件費の削減

厳しい財政状況を踏まえ、公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系により人件費を抑制すべきである。また、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

② 議員定数と報酬の削減

地方議会は大胆にスリム化し、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求めることも、行政委員会委員の報酬についても日当制を導入するなど見直すべきである。

3. 地方税関係

① 固定資産税は、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者が自ら申告する者ではないことから、制度に対する不信感も一部受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

② 地方税については応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

③ 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

④ 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない。

⑤ 法定外目的税は法人に対して安易に課すべきでない。

消費税期限内納付 推進運動 実施中!



消費税の期限内
納付を忘れずに。

法人会

✓ 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。

✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。

✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

平成28年度税制改正へ提言！

国民への痛みの前に 行革の徹底を示せ！

法人会は有史以来一貫して、公益団体の使命として、

毎年、公正・公平・中立・簡素という課税原則の実現

を求めて、税制改正への要望を取りまとめたオピニオン

活動を続けてきておりますが、このほど平成28年度

税制改正への提言をまとめました。

積年の国家的課題であり、わが国の将来を大きく制約している、「持続可能な社会保障制度の確立」と「財政健全化」の両立という、

一見、二律背反でもあり、表裏一体ともいえる、この

課題を解決するよう、法人会は求めています。

とくに、まだ道筋が描かれていない2020年度黒

字化目標達成について、歳出・歳入一体で取り組む明確な

改革工程を示すように迫っています。

歳出を構成する最大の分野は社会保障であり、先進国で先例のない少子高齢化の進展で社会保障費は膨らみ

公社・長井法人会

会長 長平 忠一

税制委員長 金田 和夫

「受益」のアンバランス解消にこそ、「持続可能な社会保障制度の確立」と「財政健全化」を成立させるものであり、中長期的に歳出・歳入一体で強力な改革に取り組むべきだと指摘しました。

「負担」と「受益」への改革は、消費税率引き上げや給付水準の見直しに見るように、国民に痛みを求めるものであり、行革の徹底が前提であり、まずは政府・議会が身を削ることを示すべきだと求めました。

その財政健全化と社会保障の安定財源を目指した消費税率10%への引き上げが延期されたものの、2017年4月からの実施が見込まれています。

その際、政府・与党は低所得者対策として軽減税率の導入をするとしています。法人会では、事業者の事務負担の増大、税制の簡素化実現、税務執行コスト増大や税収を確実に確保する上からも問題も多く、税

率10%段階での軽減税率は必要がないとしました。

所期の目的である低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するように求めました。

さらに、インボイス（税額票）については、軽減税率導入といった複数税率を排した単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で対応が可能であり、導入の必要はないと指摘しました。

また、消費税率10%の引き上げに当たっては、景気への十分注視する必要があるとともに、価格決定プロセスで弱い立場にある中小企業における価格転嫁は死活問題となり、実効性のある対策を講ずるべきだとしました。

2016年1月から運用が開始されるマイナンバー制度については周知に努め、定着に向けた取り組みが不可欠であり、とくに年金情報流出問題で国民の不安感が高まっており、個人情報

の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護を十分に担保される措置を講じるよう求めました。

さらに、中小企業をめぐる税制提言では、早期に法人税実効税率20%台への引き下げを実現するように求め、中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく本則化するとともに、軽減税率適用所得金額を1600万円まで引き上げるよう求めました。

また、事業承継税制については、27年1月に納税猶予制度が改正されるなど要件の緩和や手続きの簡素化見られたが、親族外への事業承継に対する措置の充実や事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求めました。良識ある姿勢で、設立以来60年余にわたって続けている法人会の税制改正提言活動に、多くの企業、ご見識の高い国民皆様のご理解とご支援を心から願うものであります。

苦境は最大の教師だ

作家
神渡 良平

1948年鹿児島生まれ。
九州大学医学部中退後、
新聞記者、雑誌記者を経て独立。
取材国は50数カ国に及ぶ。
38歳のとき脳梗塞で倒れ一時は半身不随と成ったが、必死のリハビリで再起。



この闘病生活中に、人生はたった一回しかないこと、またどんな人にもなすべき使命があつてこの地上に送られていることを痛感し、この宇宙には大きな仕組みがあり、それに即した建設的で前向きな生き方をしたとき、実りある人生が築けることに目覚めていく。こうして闘病中に起草した『安岡正篤の世界』（同文館出版）がベストセラーになり。以後、次々にベストセラーを生み出し、講演や執筆に大多忙となる。

平成27年（2015）10月15日

の日曜日、横浜市港北区新吉田にある夢工房だいいん株式会社敷地

地で、恒例の「第20回だいいんDay 夢祭り」が行われた。歌や踊りなどいろいろな催し物で盛り上がり、たくさん並んだ屋台ではおいしいものをほおばる親子連れが舌つづみを打った。

もう20回を数える夢祭りはすっかり地元の秋祭りとして定着していた。夢工房だいいんの光田敏昭代表はその盛況を喜び、夢が実現しつづけると相手を崩して語る。

「私どもの会社は自分だけが繁栄すればいいという会社ではなく、いつまでも地域と共に生きる存在でありたいんです。こうして地域

の秋祭りを行っているのも、地域全体でいっしょに実りの秋を楽しみたいからなんです」

夢工房だいいんは不動産部、建設部、訪問看護部の三部門から成る会社だが、何よりも地域密着型であることが特徴だ。

夢祭りを主催しているのもその現われで、光田代表は「共に生きる」を社是として掲げている。

しかしその経営哲学に至るまでには、苦渋に満ちた紆余曲折があつた。

夢工房だいいんの建築部の外壁に、仏教詩人・坂村真民の詩「鳥は飛ばねばならぬ 人は生きねばならぬ」が掛けてある。

事業所の外壁にはちよつと不似

合いな詩だが、これは光田代表の転機となった特別な詩だ。

詩の全文を紹介しよう。

鳥は飛ばねばならぬ

人は生きねばならぬ

怒涛の海を飛びゆく鳥のように

混沌の世を生きねばならぬ

鳥は本能的に暗黒を突破すれば

光明の島に着くことを知っている

そのように人も一寸先は闇では

なく

光であることを知らねばならぬ

新しい年を迎えた日の朝

わたしに与えられた命題

鳥は飛ばねばならぬ

人は生きねばならぬ

光田社長（当時）が経営してい

た株式会社大安は、バブルが崩壊して180億円の借財を抱えてしまった。銀行はやいのやいのと取り立て、にっちもさっちもいかなかった。大手コンサルタント会社にも相談し、生き延びる道を模索したが、どうにもならなかった。

光田社長は職人の支払いや社員の退職金には、自分の生命保険金5億円を当てようと覚悟を決めた。

そんなギリギリの状況で、坂村真民さんの詩「鳥は飛ばねばならぬ 人は生きねばならぬ」に出合った。

「鳥は飛ばねばならぬ 人は生きねばならぬ」に出合

——鳥は本能的に、暗黒の海を突破すれば、光明の島にたどり着くことを知っている。一寸先は闇ではなく光だ。だから、ここで挫けてはならない。生き続けるのだ！

光田社長は電気ショックを受けたように呆然と立ちすくんでしまった。何度もくり返して読んだ。

そして自分を叱咤激励するように、ここで死ぬのではなく、生きて生き抜いて見事に立ち直ろうと不退転の決意をした。

そこで職人や社員や知人・友人、地域の人に呼びかけて10万円単位の少額の出資を頼み、新たに夢工房だいあん株式会社を立ち上げて再出発した。

文字通り、みんなの会社、地域社会の会社として息を吹き返した。そしてその原則を忘れないように、会社の外壁に真民さんの詩を大書したのだ。

覚悟した者に突破できない壁はない。光田代表は見事に難局を乗り切り、不死鳥のように蘇った。いやそれだけではない。

軌道修正して、すがすがしい生き方をするようになり、事業も人々に喜ばれるものとなっていった。真民さんは他にこうも書いていた。

た。

よわねをばく

くよくよするな

なきごとというな

うしろをむくな

ひとつをねがい

ひとつをなしとげ

はなをさかせよ

よいみをむすべ

すずめはすずめ

やなぎはやなぎ

まつにまつかぜ

ばらにばらのか 光田代表は幼

い頃を思い出して述懐する。

「思えば、母はいつも私にそう言っていてくれていたんです。苦境は私に人間の原点を思い出させてくれました。お蔭様で肩の力が抜け、大自然の理に従って生きることができるようになりました」

そう言えば、肩の凝らない自然な生き方を大切にすべきことは宮沢賢治も説いていた。雨にも負けず、風にも負けず雪にも夏の暑さにも負けぬ丈夫なからだをもち慾はなく、決して怒らずいつも静かに笑っている一日に玄米四合と味噌と少しの野菜を食べあらゆることを自分を勘定に入れずによく見聞きし分かり、そして忘れず野原の松の林の陰の小さな萱ぶきの小屋にいて東に病気の子供あれば行って看病してやり西に疲れた母あれば行ってその稲の束を負い南に死にそうな人あれば行ってこわがらなくてもいいといい北に喧嘩や訴訟があればつまらないからやめろといい日照りの時は涙を流し寒さの夏はおろおろ歩きみんなにでくのぼーと呼ばれ褒められもせず、苦にもされずそういうものにわたしはなりたい

「それを忘れて、大きいことはいいことだとばかり突っ走っていたから、行き詰まってしまったのだ」

苦境は光田代表に原点を思い出させてくれた。お蔭で会社はすっかり生まれ変わり、社員は「いつまでもここで働きたい」と言ってくれ、定着率は飛躍的に向上した。

苦境には大切なメッセージが付いている。それに気づかせるために、苦境は起きているともいえる。

幕末の儒学者で、徳川幕府の高等教育機関・昌平坂学問所の儒官を務め、あの動乱期に多くの人々の指針となった佐藤一斎は、その著『言志叢録』でこう断言している。

「天下のこと、もと順逆なく、わが心に順逆あり」

世の中に順境逆境があるのではなく、自分の心に順境逆境があるのだ、と。これを肝に銘じると、もう人のせいにはできない。

不退転の決意ができる。それが突破力となるのだ。



租税教育・部会事業



租税教室開催小学校（開催順）

- ①H27 年 12 月 15 日 ◆平野小学校
- ②H28 年 1 月 19 日 ◆西根小学校
- ③ / 1 月 20 日 ◆小国小学校
- ④ / 1 月 21 日 ◆飯豊第一小学校
- ⑤ / 1 月 22 日 ◆伊佐沢小学校
- ⑥ / 1 月 26 日 ◆添川小学校
- ⑦ / 1 月 27 日 ◆荒砥小学校
- ⑧ / 2 月 1 日 ◆飯豊第二小学校
- ⑨ / 2 月 9 日 ◆豊田小学校
- ⑩ / 2 月 15 日 ◆蚕桑小学校



出前租税教室 （青年部会）

青年部会では、長井西置賜管内の小学校六年生を対象に、昨年十二月から今年二月まで租税教室を開催しております。今年度は十校の小学校から申し込みがあり、当会の青年部会員が講師を務めました。

一億円のレプリカを實際持つたり、クイズを取り入れたりと体験型の学習です。児童からの鋭い質問に押されながらも、将来を担う子供たちの姿を頼もしく感じて参りました。

今後は女性部会員でも講師が務められるよう研修を重ね、子供達と共に税について学んで参りたいと思います。

事業のお知らせ



新春セミナー 一般公開無料講演会

日時 平成 28 年 2 月 24 日（水）午後 3 時～

演題 落語で学ぶ相続 / 遺言 / 事業承継

講師 木崎海洋氏（きざき かいよう ころろ亭 久茶）

行政書士きざき法務オフィス代表・ファイナンシャルプランナー

どこの家庭でも起こりうる相続問題。その難しい話を、相続トラブルの解決実勢を多数もつ実務家が、相続・遺言・事業承継にまつわる問題や解決法を落語風におもしろく解決します

主催 長井法人会青年部会・女性部会

税に関する絵はがきコンクール・カレンダー作成（女性部会）

女性部会では、日本の未来を担う小学生の皆さんに「税」の大切さについて、理解と関心を深めていただくために「税に関する絵はがきコンクール」を開催しております。

八回目を迎えた今年度は、長井西置賜管内十六校ある小学校の内十五校から参加いただき、四四五枚もの作品の応募がありました。年々児童数が減少して行く中で、応募数だけは上昇できましたことについて、改めて関係者各位のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

応募作品の中から優秀作品を三〇点選出する選考会では、女性部会役員の他外部選考委員として斎藤紘子先生（元小学校教諭）をお招きし、指導を仰ぎながら言葉と絵のバランスを考慮し何とか選考しました。いずれも甲乙付けがたい作品ばかりです。その作品を載せて作ったカレンダーが左記です。

購入希望の方は当会事務局までご連絡願います。無料で贈呈させていただきます。啓蒙活動にお役立ていただければ幸いです。

平成 28 年税の絵はがきカレンダー

長井法人会 地域社会貢献事業

2016 税の絵はがきカレンダー

女性部会主催 税の絵はがきコンクール作品（平成27年度作品）

長井法人会会長賞 受賞作品

めざします 企業の繁栄と社会への貢献 長井法人会

〒950-0011 山形県長井市藤野北6-27 TEL 0238-88-3960 FAX 0238-88-3823



ーおいしさクリエイター
株式会社 平野屋
「玉こん」は平野屋の登録商標です

代表取締役会長
平 忠一

〒993-0075
山形県長井市成田字町屋川原1021-1
Tel (0238) 84-2350
Fax (0238) 84-6292
E-mail hiranoya@e.jan.ne.jp
URL http://www.hiranoya100.co.jp

迎春

株式会社 日向屋商店

代表取締役
社 長 四 釜 清 五 郎

本 社 〒993-0013 山形県長井市館町南13-8
TEL(0238)84-1576(代)
FAX(0238)84-1563
E-mail:hirugaya@sea.plala.or.jp
ホームセンター ムサン長井店 FC
〒993-0013 山形県長井市館町南12-51
TEL(0238)88-1888(代)
FAX(0238)88-5711



想像から創造へ・・・
省力化機械設計製作 精密部品加工

株式会社 吉田製作所

代表取締役社長 吉田重成

山形県長井市寺泉南下町 3004-2
TEL 0238-88-1922
FAX 0238-88-1931
http://www.yoshida-ss.co.jp

オンリーワン企業をめざして
Lathe Precision Engineering
有限会社ナカヤマ製作所

代表取締役
江 口 俊 雄

〒992-0774
山形県西置賜郡白鷹町大字山口 3746
TEL 0238 85 0069
FAX 0238 85 0070
E-mail t_eguchi@gaea.ocn.ne.jp



自然の恵み！水はかけがえのない資源です。
私たちの仕事は、水を守り自然を守ります。

株式会社 高橋工務店

代表取締役 高橋 眞

〒999-1112 山形県西置賜郡飯豊町大字高峰 3255
本 社 TEL(0238)75-2086(代) FAX(0238)75-2088
E-mail:takakou@jan.ne.jp
管理室 TEL(0238)86-4051 FAX(0238)86-4052
URL:http://www2.jan.ne.jp/~takakou
E-mail:plumber@e.jan.ne.jp

「お客様に安全で
信頼される製品を提供する」



荒川興業株式会社

代表取締役 鈴木 正 昭

〒999-1362 山形県西置賜郡小国町大字緑町 2-13-1
工場〒999-1355 小国町大字西 169-15
TEL 0238 (62) 2283 FAX 0238 (62) 5540

より豊かな明日の地域社会の
発展に貢献する

代表取締役 社長

大 竹 薫



大竹電気工事株式会社

〒993-0014 山形県長井市小出3747-3
TEL:0238-88-2387(代) FAX:0238-84-5533
メールアドレス ootakedenki@mx51.et.tiki.ne.jp



謹賀新年

無料アプリ COCOAR をダウンロードして
←マークをスキャンすると

MIKI
PROCESS

動画が流れます

株式
会社

ミキプロセス

代表取締役 牛澤 美行

TEL 0238(88)5685 FAX 0238(88)1385



COCOAR
ダウンロード

代表取締役社長

大 山 友規憲

長井中央青果地方卸売市場

Ⓢ 長井中央青果株式会社

〒993-0033 山形県長井市今泉563
TEL (0238) 84-6111
FAX (0238) 84-5100
E-mail seika@jan.ne.jp

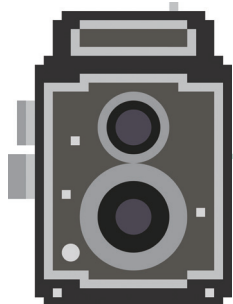


代表取締役

尾 形 和 夫

株式会社 喜助

本 社 〒993-0002 山形県長井市屋城町4番45号
TEL 0238-84-1637(代表) FAX 0238-88-3441
URL:http://www.satoh-kisuke.co.jp E-mail:info@satoh-kisuke.co.jp
キスケ会員アドレス k@satoh-kisuke.co.jp



イベント

REPORT

●セミナー・講演会



●5/12 女性部会総会講演会
講師・ラフターヨガ 山口孝子氏



●6/18-19 ●8/26-27 4回開催
マイナンバー制度対応講座 長井・小国 会場
講師・堀越俊一郎氏 山形税務署広報聴官



●11/4 税を考える週間記念講演会 講師・菅井敏之氏



●6/23 3時間でわかる総務・庶務の実務
講師・松本健吾氏



●9/18 税改正説明会
講師・海老名信乃氏



●6/5 飯豊支部総会記念講演会
6/12 白鷹支部総会記念講演会
講師 星長井税務署長



●9/14白鷹支部鮎貝八幡宮見学/御祈禱/講話



●10/28 会員交流会 (長井南長井北支部主催)



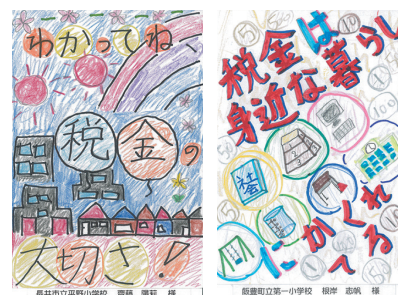
●9/11 女性部会視察研修会
山形パワーセンター銀山温泉

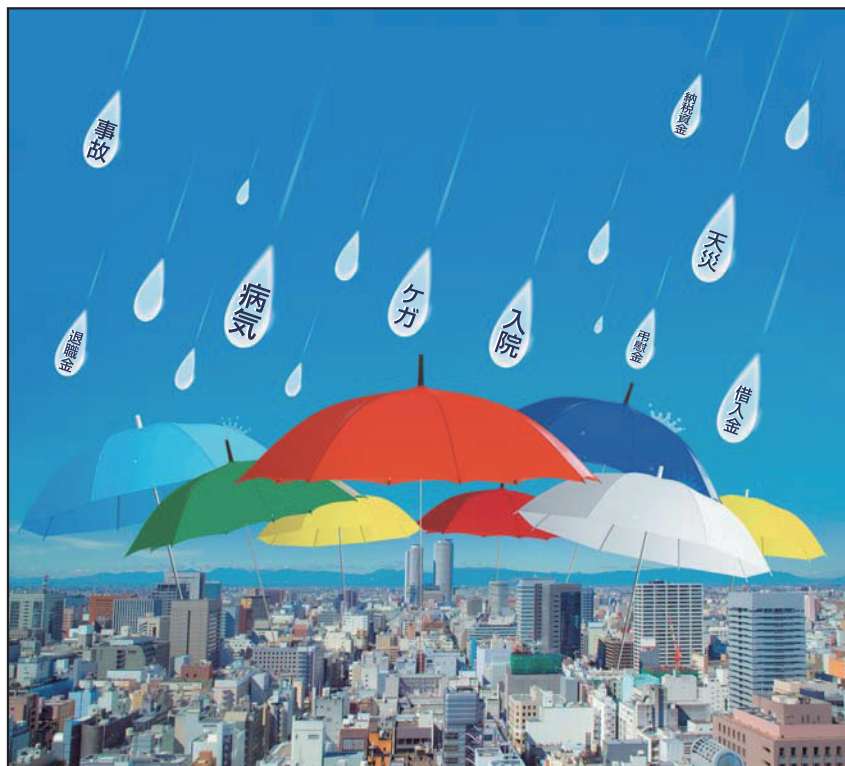


●10/31 古田歌舞伎公演 小国小学校
社会貢献事業(花道舞台助成)



●10/16 税に関する絵はがきコンクール
選考会





法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命

山形支社 米沢営業所/山形県米沢市門東町2-6-17
TEL 0238-23-2244



AIU 保険会社

山形支店/山形県山形市諏訪町1-1-1 (センチュリープレイス山形7F)
TEL 023-633-8282



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じて、
会員企業とご家族の皆様が
安心とお届けしてまいります。
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます。

平成二十八年

〈引受保険会社〉 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社)
山形支社 〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度 ご加入のおすすめ

貸倒れリスクに備えていますか？

この制度は法人会会員専用の保険制度であり利用することで
売掛金回収の不安が軽減され安心して取引ができます。

例えば500万円の貸倒損失を取り戻すためには…

売掛金貸倒損失 500万円

利益率5%の場合

必要な売上 1億円

大きな
負担に…

中小企業向け貸倒保証制度のメリット



与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に引受保険会社の審査
が加わり、お取引先(債務者)に対する与
信管理の充実・向上が図れます。



キャッシュフローの安定化

貸倒金額の一定部分を保険金として受
け取ることができるので、貸倒発生時
の影響を軽減することができます。



貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担によ
り保険に転嫁することで、費用を平準
化することが可能となります。



対外信用力の向上

売上債権の保全となり、金融機関等
のお取引先(債権者)に対する貴社の信
用力の向上が期待できます。

保険期間 平成27年8月1日～平成28年7月31日

【保険期間開始後も毎月1日を補償開始日として随時申込み(中途加入)ができます。】

毎月15日までに申込みならびに保険料払い込みをいただいた場合^①の保険期間は、翌月1日～平成28年7月31日となります。
(注)保険料払い込みをいただいた場合、保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合は除きます。

ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社 山形支店米沢支社

〒992-0012 米沢市金池5-3-2
TEL 0238-22-7645

このご案内は保険の特徴を説明したものです。詳細は法人会の団体保険制度：取引信用保険(中小企業向け貸倒保証制度)
パンフレットをご覧ください。B15-100372 使用期限：2016年7月31日